

税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書

消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が 8 月 10 日に成立した。成立した税制関連法案は、衆議院での審議段階において 3 党合意に基づいてまとめられた修正案であるが、その中で、所得税や資産課税等の見直しを含む税制全体の抜本改革については、今後検討を加えた上で、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずるとされている。

消費税の増税にあたっては、低所得者の負担がより過重とならないようにするため、高所得者から低所得者への「富の移転」を促す税制の再分配機能を強化する必要がある。

さらに、これまで政府においては、高齢社会、人口減少社会の中で、持続可能な社会保障の構築とそれにかかる安定財源の確保など、経済社会の変化に対応した税制の構築に向けて、所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等を含めた税制全般にわたる一体的な改革の必要性が議論されてきたところであり、税制の抜本改革を先送りすることなく実行に移すべきである。

そこで、修正合意に盛り込まれた所得税の最高税率の引き上げや、相続税・贈与税の見直しをはじめとする税制全体の抜本改革について、必要な検討を加え、消費税の 8% への税率引き上げ前に改正し、確実に実施することを強く求める。

併せて、自動車取得税と自動車重量税についても、地方の財源に十分考慮しつつ、消費税との二重課税である取得税の廃止を含め抜本の見直しを行うことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 27 日

堺 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	}	各 宛
総 務 大 臣		
財 務 大 臣		